公金債権回収業務における試行自治体の実施結果

地方公共団体名			℄名	岐阜県	人口(平成27年1月1日	2, 039, 886 人
(担当部署)			子)	(<u>健</u> 康福祉部子ども・女性局子ども家庭課)	住民基本台帳)	
取	組	事	項	民間委託による債権回収		
対	象	債	権	母子寡婦福祉資金貸付金		
				(自立執行権 □有 ■無)		

I 平成 25 年度の実施結果

1 平成 23 年度の美胞結果					
1. 契約期間	平成25年8月~平成26年3月(8か月)				
2. 開始理由	未収金(特に回収が困	難な債権)がり	増加している	るため。	
3. 内 容	再三の催告にも納付に応じない者や、岐阜県外等の遠方に転居し回収に				
	要以上に費用がかかる	者等、回収が	困難な債権	(過年度未払分)について、	
	①催告及び収納業務、	②債務者に係る	る調査業務、	③納付相談業務、等を委託	
	している				
4. 委 託 先	サービサー				
5. 入札方法	公募型プロポーザル				
6. 受託対象者	弁護士(法人)、サービサー				
7. 委託先決定	価格と技術の総合評価				
の評価方法	・最も優れた提案を行った者を委託先として決定した。			とした。	
8. 委託債権抽	過年度債権のうち、以下に該当するものを滞納整理業務を行う各福祉事務				
出の考え方	所で選定し、県主管課とのヒアリングを踏まえ最終確定した。				
	・再三の催告にも納付に応じない案件				
	・長期の滞納にも関わらず納付の意思がみられない案件				
	・県外等、遠方に転居	し回収に必要り	以上に費用 <i>た</i>	がかかる案件 等	
9. 委託実績	□ 委託債権額	38, 114 千円	対象 79 人	(債権全体額 103, 070 千円)	
			(134 件)	※H24 年度末過年度債権額	
	② 全額納付(完済)	4,544 千円	15 人	①に対する回収率 11.9%	
			(20件)		
	③ 一 部 納 付	2,307千円	45 人		
			(85 件)		
	4 現金回収額	6,851 千円	60 人	①に対する回収率 18.0%	
	(2 + 3)		(105 件)		
	⑤ 残 額	31, 263 千円	64 人	※人数は②完済分のみ減少	
			(114件)		
	⑥ ⑤ の う ち	一千円	一人		
	分納合意額				
	⑦ 免除又は放棄	一千円	一人		

10. 委託料	支払方法 成功報酬 (現金回収額の 18.0%に消費税を加えた額)
	支 払 額 1,295 千円
11. 委託先への	氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先情報(以上は、借受人・連
情報提供	帯借受人・連帯保証人について提供)、委託債権額(調定額・回収済額・未
	収額)、請求権の有無(自己破産等)、接触の状況、回収が困難な理由、管轄
	事務所、備考
12. 実施効果	①現金回収率の向上 9.1 ポイント増(過年度分)
	〇委託前の現金回収率 14.2% (平成24年度)
	〇委託後の現金回収率 23.3% (平成25年度)
	②受託者(サービサー)の会社名で催告をすることで、長年、岐阜県からの
	催告では接触の取れなかった滞納者が連絡をしてくるようになった。
	③これまで滞納整理に相応の時間を費やしてきたひとり親自立支援員等が
	本来の相談業務に傾注できるようになった。
13. 課題	①単年度契約とした場合、契約事務の手続きや債権精査等に相当の時間を
	要し、受託者の回収期間が短期間になってしまうことから、複数年度契約
	について検討を行った。

Ⅱ 内閣府からの支援

1. 支援内容、効果	内閣府より募集要項・評価基準・仕様書等について、ご意見・ご指
等	導をいただき、他県事例や評価の観点等、初めての試みで不安はあ
	ったが、適切に要綱等に反映することができた。
	また、業者選定においては、内閣府より選定委員をご紹介いただ
	き、適切に選定・契約をすることができた。

Ⅲ 平成 26 年度の実施状況

1. 実施の有無	継続実施
2. 契約期間	平成 26 年 8 月から平成 29 年 3 月
3. 委 託 先	サービサー
4. 26 年度実施	平成 25 年度は試行的に実施するということで単年度契約としていた
に当たっての	が、平成 26 年度からは 3 ヶ年の複数年度契約とした。
変更点及び改	これにより、受託者が長期的な視点で回収業務を行うことできるため、
善点	滞納者を発生させないという抑止的な面も含め、さらなる効果が期待でき
	ると考えている。
5. 27 年度以降	民間委託の効果が非常に現れており、単に回収率以外にも、これまで滞
の方向性	納整理に相応の時間を費やしてきたひとり親自立支援員等が本来の相談
	業務に傾注できるようになってきていることから、引き続き民間委託につ
	いて実施を予定している。